

長野県林業・木材産業改善資金貸付要領

平成 17 年 6 月 7 日 17 林振第 137 号通知
平成 20 年 8 月 25 日 20 信木第 319 号通知
平成 21 年 3 月 31 日 20 信木第 733 号通知
平成 29 年 3 月 31 日 28 信木第 438 号通知
平成 31 年 3 月 29 日 30 信木第 530 号通知
令和 2 年 3 月 31 日 元信木第 546 号通知
最終改正：令和 7 年 3 月 15 日 6 信木第 615 号通知

第 1 趣旨

この要領は、長野県林業・木材産業改善資金貸付規程（平成 15 年長野県第 542 号、以下「規程」という。）に基づき、林業・木材産業改善資金を貸し付けることについて、必要な事項を定めるものとする。

第 2 借受者

1 会社

会社とは、林業又は木材産業を営むことが明らかに認められ、かつ資本（又は出資）の額が 1,000 万円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人（木材卸売業及び木材市場業は 100 人）以下の合名会社、合資会社、有限会社及び株式会社をいう。

2 団体

団体とは、林業又は木材産業を営むことが明らかに認められ、かつ森林組合等の林業従事者の組織する団体、木材協同組合等の木材産業を営む者の団体並びに林業従業者の組織する団体及び会社以外の法人をいう。ただし、法人格のない団体にあつては、次の各号をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 林業生産又は林業技術の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているか、実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものであること。
- (2) 団体が構成員の加入脱退にかかわらず同一目的を有する組織体として存続し、目的、名称、総会、代表者、資産等に関する定めを有すること。

第 3 貸付対象

1 機械の更新

機械の更新に当たっては、これまで使用していた機械より作業効率の良いもの、コスト軽減が図れるもの等経営改善により資するものでなければならない。ただし、労働に係る安全衛生施設、林業労働者の福利厚生施設の導入についてはこの限りでない。

2 中古品

中古品は原則貸付対象とならないが、実情を勘案して必要と認められる場合は、償還期間中の稼働継続が見込まれることを販売店による証明書等で確認することにより、対象とすることがで

きる。

3 土地及び建物

土地及び建物の取得費用は本資金の対象に含まれないこと。ただし、林業労働に係る労働災害の防止又は林業労働に従事する者の確保を目的として導入する休憩施設、及びきのこ栽培舎、その他林業・木材産業改善措置の実施に必要な不可欠のものはこの限りでない。

4 事業の実施時期

林業・木材産業改善措置に係る事業は、事業効果の発現時期の早期化及び資金の効果的利用の観点から、原則として、貸付け後3か月以内に完了が見込まれるものとする。ただし、継続的な森林施業の実施や研修等、事業の性質上3か月以内に完了することが困難であると認められるものについては、林業・木材産業改善措置に関する計画の完了予定日を期限とする。

第4 貸付金

1 貸付金の単位

貸付金の額は千円単位とし、千円未満の端数を切り捨てるものとする。ただし、規程第5条に規定する融資機関による貸付けについては、万円単位とし、万円未満の端数を切り捨てる。

2 事業費に占める貸付金の割合

貸付金については、規程第2条第1項の規定による限度額及び事業費の100分の90を限度とする。ただし、労働に係る安全衛生施設、林業労働者の福利厚生施設の導入についてはこの限りでない。

3 償還額・償還年数

- (1) 各回の償還額に千円未満の端数が生じるときは、これを第1回の償還額に加算し、次回以降の償還額に千円未満の端数を生じないようにする。
- (2) 規程第2条第2項の規定による償還期間及び据置期間については、国の定める減価償却資産の耐用年数内を基本とし、借入者の経営状況、貸付対象施設等の性質・規模を総合的に勘案し、当該貸付に係る償還期間及び据置期間を定めるものとする。
- (3) 据置期間は、経営改善の効果発現に一定の期間が見込まれるものについて設定を認める。

第5 保証人及び担保

1 連帯保証人

連帯保証人になろうとする者は、借用証書の締結日前1か月以内に作成された公正証書により、保証債務を履行する意思を表示する。ただし、次に掲げる者についてはこの限りでない。

- (1) 借受者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者
- (2) 借受者が法人である場合の次に掲げる者

ア 借受者の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下同じ。）の過半数を有する者

イ 借受者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ウ 借受者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社及び当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数

を有する者

(3) 株式会社以外の法人が借受者である場合におけるア、イ又はウに掲げる者に準ずる者

(4) 法人以外の借受者と共同して事業を行う者又は法人以外の借受者が行う事業に現に従事している借受者の配偶者

2 担保

担保として提供された物件のうち抵当権を設定するものに係る順位は、原則として第1順位とする。

第6 貸付けの手続き

1 認定申請書等の提出

貸付けを受けることを希望する者は、規程第4条第1項の規定により、貸付けを希望する融資機関に林業・木材産業改善資金借入申請書（様式第1号、以下「借入申込書」という。）を提出し、調整を経て受理された借入申込書の写しと林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（様式第2号、以下「認定申請書」という。）を、次の書類を添付の上、知事に提出するものとする。

ア 県税の納税証明書（未納の県税徴収金がないことを示すもので、申請日前3か月以内に交付されたもの）

イ 直近2期分の決算関係書類の写し（個人の場合は決算書又は税務署の受付が確認できる確定申告書等、会社及び団体の場合は決算書）

ウ 〔法人の場合〕履歴事項全部証明書（写しでも可）

2 提出期限等

認定申請書等の提出期限、貸付決定及び資金交付の時期は、別に定める。

3 借受者等への通知

知事は、第1項による認定申請書等の提出があったときは、事業の趣旨や申請者の経営状況等を審査し、規程第3条第2項の規定により貸付資格を認定した場合、林業・木材産業改善資金貸付資格認定書（様式第4号）を借受者に交付し、関係機関にその旨を通知する。また、認定しない場合は、借受者及び関係機関にその旨を通知する。

第7 事業実施報告

(1) 規程第5条の規定による事業実施報告にあたって、借受者は林業・木材産業改善資金事業実施報告書（様式第9号、以下「実施報告書」という。）を作成し、次に掲げる書類を添付の上、知事の確認を受けた上で、融資機関に提出する。

ア 貸付を受けて導入した機械等の概要が確認できるカラー写真

イ 着工日が確認できる書類（納品書等、実際に工事等を行った日が確認できる書類）

ウ 支出が確認できる書類（通帳の写し、銀行等で振込したことが確認できる書類等）

(2) 知事は、前号による実施報告書の提出があったときは、事業が適正に完了しているか書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により確認し、その結果を実施報告書に記載する。

(3) 融資機関は、前号による実施報告書の提出があったときは、その内容を審査し、林業・木材産業改善資金県貸付金実施報告書（様式第10号）を添付の上、知事に提出する。

第8 貸付資格認定の取消し

規程第6条の規定による貸付資格の認定の取消しは、林業・木材産業改善資金貸付資格認定取り消し通知書（様式第11号）により借受者に通知し、関係機関にその旨を通知する。

第9 支払猶予

- (1) 規程第11条第1項中の災害には、天災（気象・地震）によるもののほか、火災及び盗難その他やむを得ない理由によるものを含むものとする。
- (2) 規程第11条第1項の「知事が指定する証明書」とは、災害及び火災にあつては市町村長、地域振興局長又は消防署長による罹災証明書、盗難にあつては警察署長による盗難証明書、死亡にあつては閉鎖戸籍謄本、疾病・負傷にあつては医師による診断書、その他知事が必要と認める書類とする。

第10 早期着手

- (1) やむを得ない事情により、貸付決定前に施業の実施や機械等の据付け・搬入等の事業の着工が必要となる場合、申請者は、認定申請書と共に林業・木材産業改善資金早期着手申請書（様式第20号、以下「早期着手申請書」という。）を知事に提出するものとする。

なお、契約行為（自己資金分内の手付金等の支払を含む。）は、事業の着工には該当しない。

- (2) 知事は、早期着手申請書の内容を審査し、適当と認められる場合は、次の条件を付して承認する旨を、借受者及び関係機関に通知する。

ア 事業の着工は自己資金により行うこと。

イ 貸付決定までの間に起きた損失については、借受者が負担すること。

第11 補助残融資

本資金は、国の補助事業の補助残融資（各種補助対象事業経費のうち、当該補助金の残額に対する本資金の貸付け）として使用できない。

附 則

本要領は、平成17年6月7日以降受付する林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び貸付申請書から適用する。

附 則

本要領は、平成20年8月25日以降に貸付資格認定、貸付決定を行う林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び貸付申請書から適用する。

附 則

本要領は、平成21年4月1日以降に貸付資格認定、貸付決定を行う林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び貸付申請書から適用する。

附 則

本要領は、平成29年4月1日以降に貸付資格認定、貸付決定を行う林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び貸付申請書から適用する。

附 則

本要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に貸付資格認定、貸付決定を行う林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び貸付申請書から適用する。

附 則

本要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降に貸付資格認定、貸付決定を行う林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び貸付申請書から適用する。

附 則

本要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降に貸付資格認定、貸付決定を行う林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び貸付申請書から適用する。